

(別紙 1)

校内指導体制及び関係機関

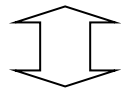
《いじめ問題対策委員会》

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導担当教諭、各学級担任
養護教諭、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー

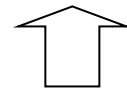
〈役割〉

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・ 校内研修会の企画
- ・ 実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・ いじめが生じたときの組織的な対応
- ・ いじめ事案の事実関係の調査母体
- ・ 保護者や地域への情報提供
- ・ いじめ防止等についての取組の検証、改善



校内組織

- ・ 生活指導部
- ・ 1 学年 } 低学年 G
- ・ 2 学年 }
- ・ 3 学年 } 中学年 G
- ・ 4 学年 }
- ・ 5 学年 } 高学年 G
- ・ 6 学年 }



保護者・地域との連携

- ・ 学校評議委員会
- ・ 学校保健委員会
- ・ 中学校区青少年健全育成会議 等



関係機関との連携

- ・ 警察
- ・ 青少年センター
- ・ 学校教育課
- ・ こども福祉課
- ・ 学校支援チーム 等